

# ○京都府立大学大学院食の文化学位 プログラム規程

(令和6年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。）第4条第2項の規定により、京都府立大学大学院食の文化学位プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(合格者等の選考及び決定)

**第2条** 合格者の選考は、大学院学則第14条、第15条、第17条及び第18条の規定により教授会で行う。

2 大学院学則第19条に規定する社会人学生の選考は、京都府立大学大学院社会人学生規程（平成20年京都府立大学規程第54号）に基づき、教授会が別に定める方法により行う。

3 大学院学則第20条に規定する外国人留学生の選考は、京都府立大学大学院外国人留学生規程（平成20年京都府立大学規程第50号）に基づき、教授会が別に定める方法により行う。

4 大学院学則第21条に規定する編入学生の選考は、教授会が別に定める方法により行う。

5 学長は、前項までの規定による選考を経て、入学者を決定する。

(科目等履修生及び特別研究学生)

**第3条** 大学院学則第42条に規定する科目等履修生の選考は、京都府立大学大学院科目等履修生規程（平成20年京都府立大学規程第51号）に基づき、教授会が別に定める方法により行う。

2 大学院学則第44条に規定する特別研究学生の許可は、京都府立大学大学院特別研究学生規程（平成20年京都府立大学規程第53号）に基づき、教授会の審議を経て、学長に申し出るものとする。

(授業科目及び単位数)

**第4条** 授業科目の年次配当及び単位数は、別に定める。

(授業科目の配当及び実施計画)

**第5条** 授業科目の年次配当及び授業の実施計画は、年度開始前に、教授会において定める。

(履修方法)

**第6条** 教授会は、学生の履修を指導するため、指導教員を定める。

**第7条** 学生は、各年度初めに履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を得て、プログラム長に届け出なければならない。

**第8条** 学生は、大学院学則第29条の規定により他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするとき、大学院学則第30条の規定により他の大学院の授業科目を履修しようとするとき及び大学院学則第31条の規定により本学大学院以外の大学院、研究所等において研究指導を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、所定の期日までにプログラム長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けたプログラム長は、教授会の審議を経て、その可否を決定する。

**第9条** 学生は、大学院学則第32条の規定により外国の大学院等に留学を志望するときは、指導教員の指導を受けて、所定の期日までに、プログラム長を経て学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けたプログラム長は、教授会の意見を付して、その許可について学長に申し出るものとする。

(履修科目の試験)

**第10条** 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告によって行う。

2 試験の期日、方法その他必要な事項は、あらかじめ告知する。

(博士後期課程修了に必要な単位)

**第11条** 大学院学則第38条第2項に規定する修了の要件となる単位数は、8単位以上とする。

(学位論文の提出期限)

**第12条** 京都府立大学学位規程（平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学位規程」という。）第4条第2項に規定する学位論文の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 博士前期課程に2年以下の年数在学している者及び博士後期課程3年以下の年数在学している者に係る当該課程における学位論文の提出期限 原則として1月31日（その日が休日にあたる場合は、その前日）

(2) 前号に掲げる者以外の者に係る当該学位論文の提出期限 随時

(学力の確認)

**第13条** 学位規程第10条第2項に規定する学力の確認は、学位論文の審査と同時に、学位論文を中心としてこれに関連ある専門科目について、口述又は筆記により行う。ただし、教授会の審議を経て、他の方法によることができる。

(編入学者等の単位及び在学期間の認定)

**第14条** 他の大学の大学院から編入学した者のその大学院で履修した授業科目及びそれについて修得した単位並びに在学期間の取扱いについては、大学院学則第

33条及び第38条第3項の規定により教授会が判定する。

- 2 学生が本学大学院に入学する以前に科目等履修生として修得した単位については、大学院学則第33条の規定により教授会が判定する。

(補則)

**第15条** この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、教授会において定める。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。